

第18回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 議事次第

日 時：令和3年1月27日(水)

14:00～16:00

場 所：オンライン開催

1 開会

2 議題

- (1) がん診療連携拠点病院の指定等について
- (2) その他

【資料】

議事次第

資料1 がん診療連携拠点病院の指定等について

資料2 新規指定・指定更新・指定類型変更の医療機関一覧(案)

参考資料1 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会開催要綱

参考資料2 がん診療連携拠点病院等の整備について

(平成30年7月31日付健発0731第1号厚生労働省健康局長通知)

参考資料3 都道府県の推薦について(都道府県提出資料)

参考資料4 新型コロナウイルス感染症拡大の中でのがん診療提供体制等の患者への周知に関する意見書(構成員提出資料)

令和3年1月27日

がん診療連携拠点病院の指定等について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等の種類(H30.7月 整備指針)

地域がん診療連携拠点病院

- ・がんの医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- ・診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

地域がん診療連携拠点病院(高度型)※新設

- ・拠点病院の必須要件を満たし、望ましい要件を複数満たす。
- ・同一医療圏のうち診療実績が最も優れている、高度な放射線治療の実施が可能、相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備、医療安全に関する取組、等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

地域がん診療連携拠点病院(特例型)※新設

- ・平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

都道府県がん診療連携拠点病院

- ・都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

国立がん研究センター

- ・我が国全体のがん医療の向上を牽引していくために、医師、その他の診療従事者の育成、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

特定領域がん診療連携拠点病院

- ・特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

地域がん診療病院

- ・隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがんの医療圏に1カ所整備する。

がん診療連携拠点病院等

令和2年7月1日時点

がん診療連携拠点病院:402カ所
地域がん診療病院:45カ所

都道府県がん診療連携拠点病院



51カ所

地域がん診療連携拠点病院



348カ所

地域がん診療病院



45カ所

都道府県内の拠点病院全体のとりまとめ

- ① 地域がん診療連携拠点病院(高度型): 47か所
- ② 地域がん診療連携拠点病院: 284か所
- ③ 地域がん診療連携拠点病院(特例型): 17か所

隣接する2次医療圏の拠点病院とグループ化

特定領域
がん診療連携拠点病院



1カ所

- ・ 様々な研修
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催 等

国立がん研究センター



2カ所

類型の見直しについて

診療機能による分類

【現行】

【見直し後】

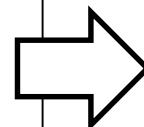
地域がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

指定類型の
見直し

↓
指定類型の
見直し

地域がん診療連携拠点病院
(一般型)



※便宜上、地域
がん診療拠点病
院を一般型とする

↓
指定類型の
見直し

↑
↑
指定要件を
充足した場合
復帰

地域がん診療連携拠点病院
(特例型)

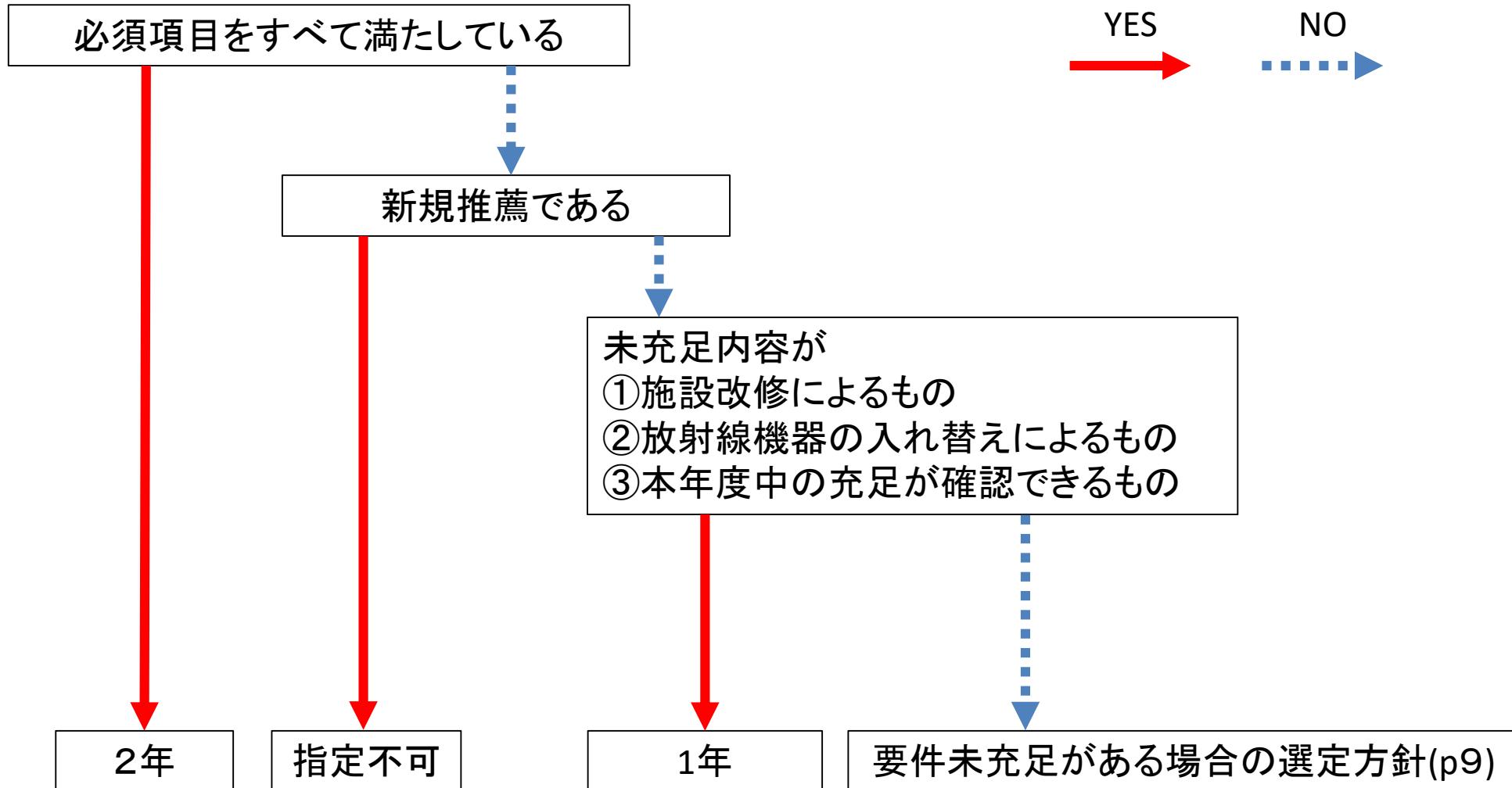
- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
- 高度な放射線治療の実施が可能
- 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
- 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
- 医療安全に関する取組等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。
更新時において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。

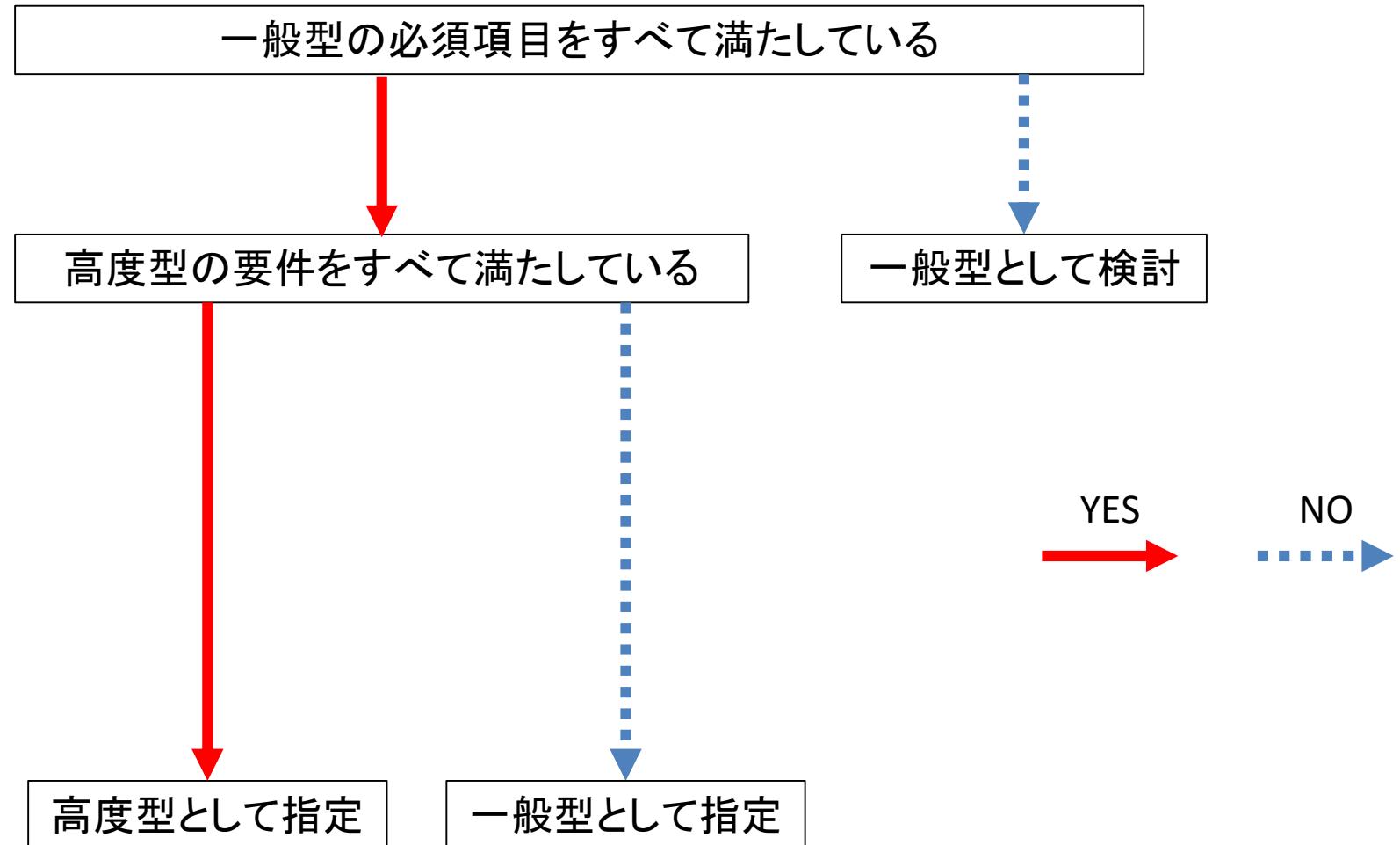
拠点病院等の選定の方針について①

【すべての類型で共通の方針】



拠点病院等の選定の方針について②

【がん診療連携拠点病院(高度型)として推薦された場合の付加的方針】



今年度の拠点病院等の指定の推薦等の手続きについて

例年度の状況

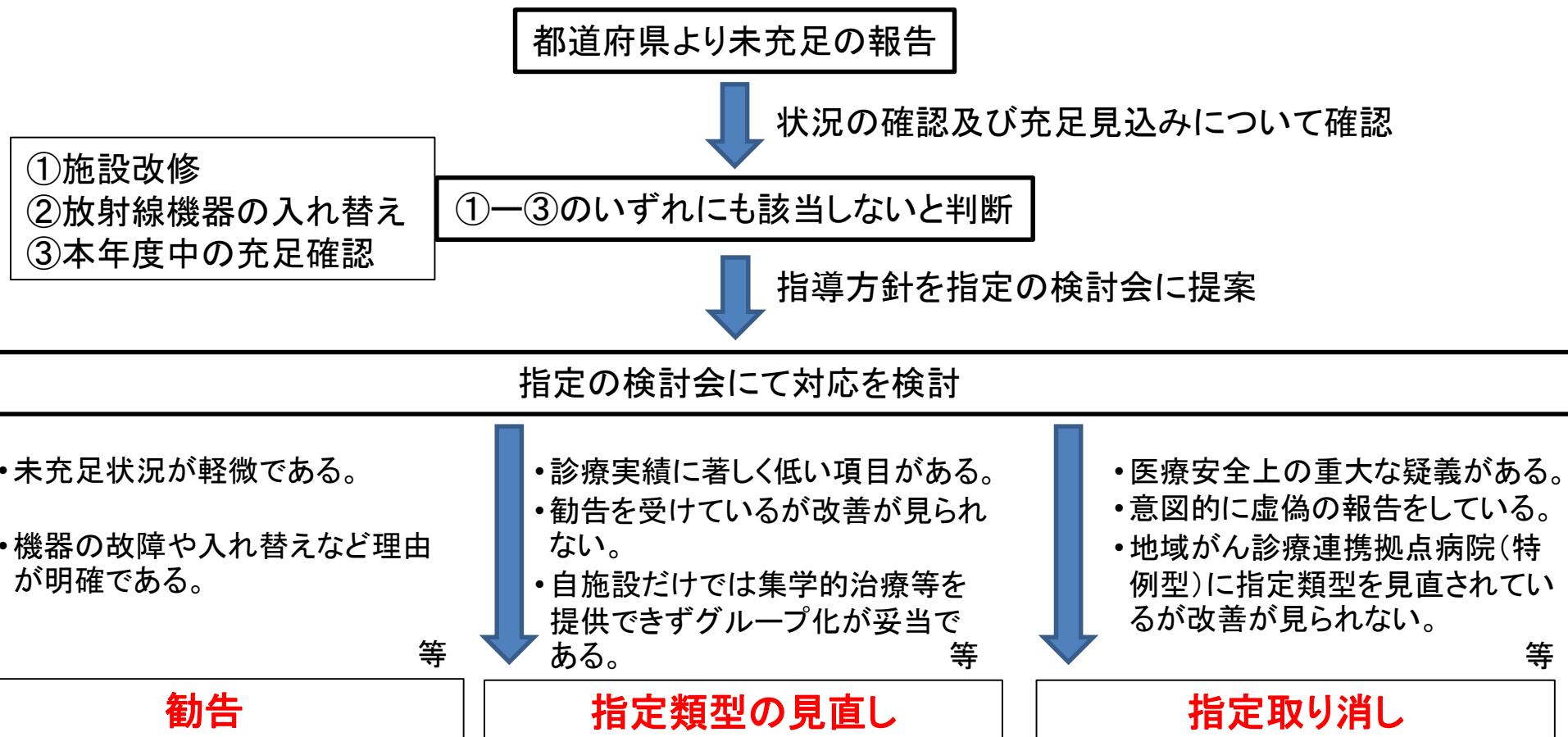
- ・ 拠点病院等に、都道府県を通じて、当該年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書を提出していただいている。

本年度の状況

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症の流行等に伴う影響を考慮し、令和2年度の指定更新推薦書及び現況報告書については、令和元年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書と、令和元年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書の提出後から令和2年8月31日までに各都道府県より提出された各種報告書をもって代用するため、一律の提出は不要とした。
- ・ ただし、指定要件未充足の状態で拠点病院等に指定されている医療機関については、指定要件を充足した場合は「未充足条件を充足した旨の報告文書」及び「条件を充足した挙証資料」を提出することとし、新たに指定要件を満たすことができなくなったことが確認された場合は、都道府県を通じて、状況の説明及びその後の充足見込みについて、厚生労働省に届け出るよう、改めて周知した。
- ・ また、新規の医療機関をがん診療連携拠点病院等に新規推薦する場合等には、例年通り、新規指定推薦書を提出することとした。

要件未充足がある場合の対応について

- 1) 今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、現況報告書の一律の提出は不要とした。
- 2) 新たに指定要件を満たすことができなくなったことが確認された場合は、都道府県を通じて、状況の説明及びその後の充足見込みについて、厚生労働省に届け出るよう、改めて周知している。
- 3) 都道府県の届出により、以下に記載する未充足内容のいずれにも該当しないと判断される場合は、**勧告、指定類型見直し、指定取り消し等**の指導方針を指定の検討会に提案する。
- 4) がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会からの答申を受け、当該拠点病院等への通知を行う。



要件未充足がある場合の選定方針について

下記のような選定方針としてはどうか。

- 1) 要件充足を確認する基準日としては、令和2年9月1日とする。
ただし、昨年の指定検討会と同様に、検討会時点に要件を充足したことを確認できた病院については、要件を充足したものとみなして選定する。
- 2) 検討会時点に要件を充足していない病院で、未充足内容が①施設改修によるもの
②放射線機器の入れ替えによるもの③本年度中の充足が確認できるものである場合には、昨年の選定方針と同様に、1年指定とする。
未充足内容が上記の①～③に該当しない場合には、
(ア) 必要な人員を満たさない等の場合、指定類型を見直す。
(イ) (ア)に該当しない軽微な要件と判断される場合、勧告を行う(p11)。
- 3) 地域がん診療連携拠点病院(特例型)については更新時(令和2年度内)において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。
- 4) 上記の選定方針により、指定類型を見直された病院については、令和3年6月を目途に検討会において再度審議を行う。

選定方針と指定年限について

R2.9.1

基準日

R3.1.27

第18回指定検討会 指定開始

R3.4.1

第19回指定検討会（仮）

R3.6

（仮）

R4.3.31

1年指定

R5.3.31

2年指定

基準日に要件未充足かつ指定検討会時点に要件充足を確認できる

×:未充足あり

○:すべて充足

全ての要件を満たす場合(全類型共通):2年指定

基準日に要件未充足かつ指定検討会時点に要件充足を確認できない

×

×

要件未充足が、「施設改修によるもの」「放射線機器入れ替えによるもの」:1年指定

×

×

○

年度内に要件充足を確認できた場合、1年指定

年度内に要件充足できない場合、地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定類型を見直す

×

×

×

○

次回検討会で要件充足を確認できた場合、それぞれ認められる年限を指定

×

×

×

×

特例型に類型を見直されて指定された施設が、次年度も要件充足しない場合、指定更新しない

勧告を行った場合

×

×

×

×

次回検討会までに状況が改善しなければ、
指定類型の見直し又は指定取り消しを検討する。

勧告について

地域がん診療病院として指定中の医療機関より、以下の指定要件が未充足であると報告された。

未充足指定要件

整備指針p12 II 3 研修の実施体制

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠し、緩和ケアに関する研修を都道府県と協議の上、開催すること。(一部省略)

状況

- ① 令和元年11月に指針に沿った研修会を計画していたが、県内の他の拠点病院の研修会の日程を考慮して、令和元年11月の研修会は規模を縮小して開催、縮小した規模での研修会でも指定要件を充足すると当該医療機関が誤認しており、未充足の報告を怠っていたことが今年度の現況報告時に発覚した。
- ② 令和2年3月に指針に沿った研修会を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている。
- ③ 令和3年3月にwebにて代替の研修会を行う予定としている。

対応案

令和3年3月にwebにて代替の研修会を行うことを前提に、当該病院に対して「勧告」を行うこととしてはどうか。

がん診療連携拠点病院(高度型)の指定について

新規推薦5施設の高度型要件を充足しているか検討すべき要件実績抜粋

病院 (現在の指定類型)	要件② 同一医療圏地域拠点病院の診療実績 がん登録／手術／薬物／放射線／緩和(順位)	要件③ IMRT/粒子線/密封小線源/核医学 当該年度治療(件)
A (一般型)	1／1／1／1／1 (1病院／医療圏)	56／0／0／0
B (一般型)	2／2／2／1／3 (4病院／医療圏)	94／0／31／83
C (一般型)	1／1／1／1／1 (2病院／医療圏)	183／0／0／19
D (一般型)	1／1／1／1／1 (1病院／医療圏)	0／0／0／0
E (一般型)	1／1／1／1／1 (1病院／医療圏)	18／0／0／0

高度型要件③

「強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること」について

状況

D病院は当該年度(2019年1月～12月)に実績は無いが、2018年に3件、2020年に1件の核医学治療の実績があり、高度な放射線治療を提供できる体制にあると都道府県が判断、高度型への推薦があった。

検討事項

当該病院を高度型として指定することについてはどうか。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みた 緩和ケア研修の開催に関する指定要件の取り扱いについて

整備指針p12 II 3及びp26VII3 研修の実施体制

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠し、緩和ケアに関する研修を都道府県と協議の上、開催すること。(一部省略)

状況

当該指定要件について、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」の中で定められている集合研修の開催が、新型コロナウイルス感染症の流行下では難しくなっている現状がある。

対応案

従来通りの緩和ケア研修会の開催が難しい場合は、集合研修のうち、講義とグループワークについてwebにて代替することで、がん診療連携拠点病院等の指定要件としては充足とみなしてはどうか。

(※) webで代替する場合には、現時点においては受講者が緩和ケア研修会を修了したと認定されるものではない。

また、令和3年度の現況報告及びがん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会においては、当該指定要件の該当期間を令和2年1月から令和3年12月までとしてはどうか。

(webでの代替を含めて、該当期間内に一度でも緩和ケア研修会を開催していれば、がん診療連携拠点病院等の指定要件を充足したとみなしてはどうか。)

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 院内がん登録数 | 500 件以上 |
| ・ 悪性腫瘍の手術件数 | 400 件以上 |
| ・ がんに係る化学療法のべ患者数 | 1000 人以上 |
| ・ 放射線治療のべ患者数 | 200 人以上 |
| ・ 緩和ケアチームの新規介入患者数 | 50 人以上 |

②. 相対的な評価

- 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

医療施設に関する要件

- 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- 外来化学療法室の設置
- 原則として集中治療室設置
- 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療従事者に関する要件

手術

- ・手術療法に携わる常勤の医師

放射線診断・治療

- ・放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師
- ・放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師
- ・常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい)
- ・機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい)
- ・放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい)

薬物療法

- ・化学療法に携わる常勤かつ専従の医師
- ・常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい)
- ・外来化学療法室に常勤かつ専任の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)

病理

- ・病理診断に携わる常勤かつ専従の医師
- ・専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)

緩和ケアチーム

- ・身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい)
- ・精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい)
- ・専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること)
- ・緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。

相談支援センター

- ・専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1~3を修了していること)

院内がん登録

- ・国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録実務者

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)③

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

地域拠点病院(高度型)の指定要件

- ・ 地域拠点病院の指定要件において、「望ましい」とされる要件を複数満たしていること
- ・ 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合には、診療実績が当該医療圏において最も優れていること
- ・ 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること
- ・ 緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること
- ・ 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること
- ・ 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)④

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件

- ・特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること
 - ・当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること
-
- ・地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすこと
 - ・ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたっては地域がん診療連携拠点病院の要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する
-
- ・緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対してがん診療連携拠点病院と連携し適切ながん医療の提供を行うこと
-
- ・特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、がん診療連携拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うことが望ましい

(参考)医療安全について

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

施設要件	人的配置			その他
	医師	薬剤師	看護師	
都道府県拠点	常勤かつ専任	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	常勤かつ専従	
地域拠点 ・ 特定領域	常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	・医療安全管理者の権限の付与 ・医療安全管理者の研修の受講
地域診療	常勤	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従	

令和3年3月30日

照会先 健康局がん・疾病対策課

がん対策推進官 岩佐（内線3825）

がん医療専門官 湯川（内線4605）

（代表番号）03-5253-1111

がん診療連携拠点病院等の指定について

令和3年1月27日に開催された「第18回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」の検討を踏まえ、令和3年3月29日付で以下のとおり、がん診療連携拠点病院等として新規指定等することとしましたので、お知らせいたします。（詳細は別紙）

新規指定

【地域がん診療連携拠点病院】 10 施設

指定更新

【都道府県がん診療連携拠点病院】 2 施設

【地域がん診療連携拠点病院】 20 施設

【地域がん診療病院】 3 施設

指定類型変更

【地域がん診療連携拠点病院（高度型）】 4 施設

【地域がん診療連携拠点病院】 11 施設

【地域がん診療連携拠点病院（特例型）】 2 施設

【地域がん診療病院】 2 施設

以上のとおり、令和3年4月1日時点で、がん診療連携拠点病院の数は405施設（都道府県がん診療連携拠点病院51施設、地域がん診療連携拠点病院（高度型）51施設、地域がん診療連携拠点病院298施設、地域がん診療連携拠点病院（特例型）2施設、特定領域がん診療連携拠点病院1施設、国立がん研究センター2施設）、地域がん診療病院の数は46施設となります。

がん診療連携拠点病院等一覧（新規指定）

【地域がん診療連携拠点病院】

	都道府県名	医療機関名	指定年限
1	宮城県	東北医科薬科大学病院	2年
2	埼玉県	上尾中央総合病院	2年
3	神奈川県	昭和大学藤が丘病院	2年
4	新潟県	魚沼基幹病院	2年
5	大阪府	和泉市立総合医療センター	2年
6	兵庫県	神鋼記念病院	2年
7	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	2年
8	福岡県	医療法人 原三信病院	2年
9	福岡県	福岡赤十字病院	2年
10	福岡県	福岡和白病院	2年
	計	10病院	

がん診療連携拠点病院等一覧（指定更新）

【都道府県がん診療連携拠点病院】

	都道府県名	医療機関名	指定年限
1	大分県	大分大学医学部附属病院	2年
2	沖縄県	琉球大学病院	2年
	計	2病院	

【地域がん診療連携拠点病院】

	都道府県名	医療機関名	指定年限
1	北海道	旭川医科大学病院	1年
2	北海道	帯広厚生病院	1年
3	北海道	市立旭川病院	2年
4	岩手県	岩手県立胆沢病院	2年
5	岩手県	岩手県立磐井病院	2年
6	茨城県	東京医科大学茨城医療センター	2年
7	埼玉県	春日部市立医療センター	2年
8	埼玉県	さいたま市立病院	2年
9	千葉県	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	2年
10	神奈川県	川崎市立井田病院	2年
11	神奈川県	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	2年
12	神奈川県	神奈川県厚生厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	1年
13	滋賀県	大津赤十字病院	2年
14	滋賀県	彦根市立病院	2年
15	兵庫県	公立学校共済組合近畿中央病院	2年
16	兵庫県	赤穂市民病院	2年
17	和歌山県	紀南病院	1年
18	広島県	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	1年
19	福岡県	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	2年
20	大分県	大分県済生会日田病院	2年
	計	20病院	

【地域がん診療病院】

	都道府県名	医療機関名（グループ指定先医療機関名）	指定年限
1	新潟県	新潟県厚生農業協同組合連合会佐渡総合病院 (新潟大学医歯学総合病院、新潟県立がんセンター新潟病院)	2年
2	滋賀県	公立甲賀病院 (滋賀医科大学医学部附属病院)	2年
3	岡山県	金田病院 (独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター、津山中央病院)	2年
	計	3病院	

がん診療連携拠点病院等一覧（指定類型変更）

【地域がん診療連携拠点病院(高度型)】

	都道府県名	医療機関名	指定年限	参考:旧類型
1	神奈川県	藤沢市民病院	2年	地域がん診療連携拠点病院
2	静岡県	浜松医科大学医学部附属病院	2年	地域がん診療連携拠点病院
3	三重県	伊勢赤十字病院	2年	地域がん診療連携拠点病院
4	香川県	香川労災病院	2年	地域がん診療連携拠点病院
	計	4病院		

【地域がん診療連携拠点病院】

	都道府県名	医療機関名	指定年限	参考:旧類型
1	北海道	札幌厚生病院	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
2	北海道	小樽市立病院	2年	地域がん診療病院
3	秋田県	秋田厚生医療センター	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
4	山形県	山形市立病院済生館	1年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
5	山形県	山形県立新庄病院	1年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
6	新潟県	新潟県立中央病院	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
7	長野県	飯田市立病院	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
8	和歌山県	橋本市民病院	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
9	島根県	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
10	高知県	高知県立幡多けんみん病院	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
11	佐賀県	独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
	計	11病院		

【地域がん診療連携拠点病院(特例型)】

	都道府県名	医療機関名	指定年限	参考:旧類型
1	秋田県	秋田赤十字病院	1年	地域がん診療連携拠点病院
2	栃木県	那須赤十字病院	1年	地域がん診療連携拠点病院
	計	2病院		

【地域がん診療病院】

	都道府県名	医療機関名(グループ指定先医療機関名)	指定年限	参考:旧類型
1	山梨県	富士吉田市立病院(山梨大学医学部附属病院)	2年	地域がん診療連携拠点病院(特例型)
2	鹿児島県	鹿児島県立薩南病院(鹿児島大学病院)	2年	地域がん診療連携拠点病院
	計	2病院		